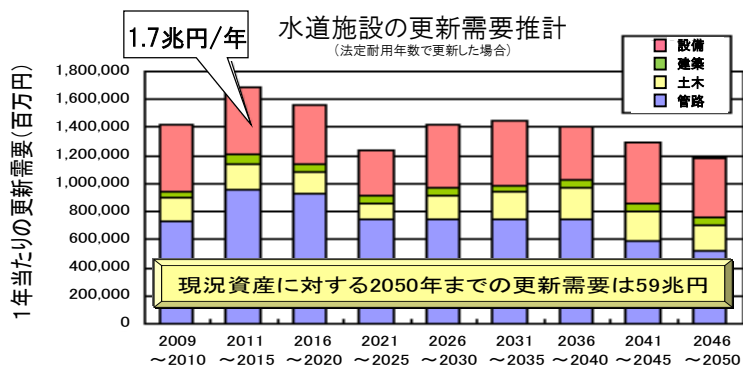
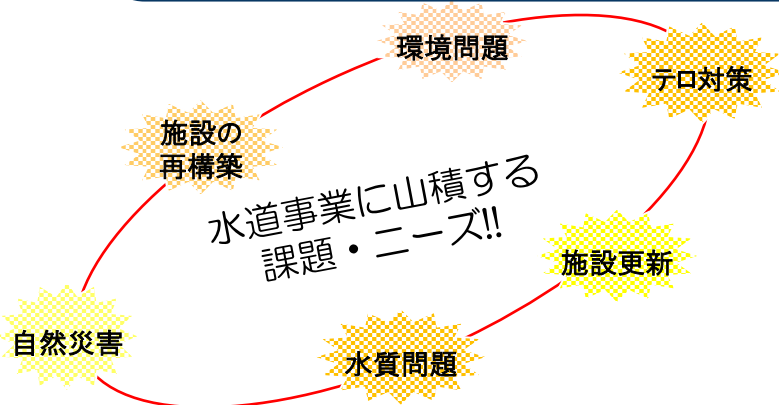


# 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について



- 水道事業の基幹施設の多くが更新の時期を迎える中、水道事業者には、新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題への対応に加え、改正水道法において、水道の基盤強化が求められている
- これらの課題に対応するための水道施設の長寿命化、更新・再構築、広域連携による施設の統廃合等には、莫大な事業費を要する
- これらの事業は料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の更新・再構築を早急に推進することは極めて困難な状況にある



※ 厚生労働省 新水道ビジョン策定検討会資料をもとに作成

問題

解決には、料金収入につながらない施設の更新・再構築事業が必要!  
→ 水道事業財政に甚大な影響!!

## ① 再構築事業等の国庫補助制度

〈現状〉事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は限定的!



水道基幹施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、廃止施設の撤去事業に対する国庫補助制度を創設すること〔要望事項(1)〕

## ② バックアップ機能強化を図る事業に対する国庫補助制度

〈現状〉バックアップ機能強化を図る事業に対する補助メニューがない!



近隣水道事業者と連携し、施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業に対する制度的支援を確立すること〔要望事項(2)〕

## ③ バイパス管等の整備に対する補助制度

〈現状〉バイパス管等の整備に対する補助メニューがない!



導・送水管の更新に係るバイパス管等の整備に対する財政支援制度を創設すること〔要望事項(3)〕

## ④ 基金制度の創設

〈現状〉地方公営企業法上、更新資金を確実にストックする仕組みがない!



水道施設の更新・再構築に備え、資金を確保し安定的な事業運営を行うために必要な更新資金をストックするためのルール化を図ること〔要望事項(4)〕

## ⑤ 補助対象財産の処分承認条件の見直し



補助対象施設の共同化において、施設の有償譲渡や有償貸付等を行う場合、対象施設の処分承認条件の見直しを図ること〔要望事項(5)〕